

三木市国民健康保険の特定健診を利用せず、 人間ドックや職場の健診を受けた方へ

◆ 健診結果の写しの提出にご協力ください ◆

三木市国民健康保険では、40 歳から 74 歳の人を対象に生活習慣病予防を目的とした「特定健康診査」を実施しています。

三木市国民健康保険の加入者で、人間ドックや職場での健診を受けた方は、その健診結果の写しの提出にご協力いただきますようお願いいたします。

提出された健診結果は、健診データの集約・分析として使用します。これらの目的以外では使用いたしません。

【対象となる人】

- ◆ 三木市国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳の方
（昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 55 年 3 月 31 日生まれ）
- ◆ 人間ドックや職場の健診を受けた方

【特定健康診査の検査項目】（こちらの検査項目を含むページのコピーを提出してください）

- 1 身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）
- 2 血圧
- 3 尿検査（尿糖、尿蛋白）
- 4 血液検査
脂質（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロールまたは Non-HDL コレステロール）
肝機能（AST、ALT、 γ -GT）
血糖（空腹時血糖または HbA1c）
- 5 健診年月日、健診機関、健診医
- 6 診察（既往歴、自覚症状、他覚症状）
- 7 医師の診断（判定）
- 8 質問票（服薬、喫煙）

「特定健康診査」は、生活習慣病予防のために「高齢者の医療の確保に関する法律」より 2008 年 4 月から全保険者に義務付けられています。

三木市国民健康保険の特定健康診査受診率は県下でも低い状態です。人間ドックを受けたり、定期的に医療機関にかかっているため、健診の必要がない方と思われる方については、医療機関で受けられた結果をご提出いただくことで特定健康診査受診者としてカウントすることができます。受診率が向上すると、医療費の適正化への努力が認められ、国からの支援（補助金）を多く受けることができ、不足する国保財源を補うことができます。みなさまのご協力をお願いします。

問い合わせ先 三木市役所 医療保険課 国民健康保険係
TEL 0794 (82) 2000 内線 2338